

平成 2 8 年 2 月 定例会 (平成 2 8 年 2 月 2 2 日)

泉南清掃事務組合議会会議録

平成28年第1回泉南清掃事務組合議会定例会会議録

目 次

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のための出席者	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○管理者の挨拶	4
○例月現金出納検査結果報告	4
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○閉会の宣告	18
○署名議員	21

平成28年泉南清掃事務組合議会第1回定例会

議事日程（第1号）

平成28年2月22日（月曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 監査報告第1号 例月現金出納検査結果報告
- 日程第 4 議案第 1号 泉南清掃事務組合公平委員会委員の選任について
- 日程第 5 議案第 2号 平成28年度泉南清掃事務組合一般会計予算について

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第5

出席議員（12名）

1番	二神 勝君	2番	三原 伸一君
3番	見本 栄次君	4番	上甲 誠君
5番	土井 清史君	6番	中谷 清豪君
7番	古谷 公俊君	8番	岡田 好子君
9番	澁谷 昌子君	10番	和気 信子君
11番	河部 優君	12番	堀口 武視君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	竹中 勇人君	副管理者	福山 敏博君
-----	--------	------	--------

事務局職員出席者

事務局長	西田 満君	事務局次長兼 庶務課長	尾崎 知行君
会計管理者	丹羽 和幸君	事業課長	古木 康之君
庶務課長代理	石田 弘司君	事業課管理 第二係長	中森 康仁君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（二神 勝君） 皆様、おはようございます。

定刻になりましたので、これより開催させていただきます。

本日、議員の皆様方には、公私とも何かとご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

議員定数12名、全員出席でございますので、平成28年第1回泉南清掃事務組合議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（二神 勝君） これより会議を開きます。



◎会議録署名議員の指名

○議長（二神 勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、泉南市議会会議規則第88条の規定に準じ、4番、上甲誠議員、5番、土井清史議員を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（二神 勝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◇

◎管理者の挨拶

○議長（二神 勝君） 続きまして、開会に当たり管理者から挨拶のため発言を求めておりますので、これを許可いたします。

竹中勇人管理者。

○管理者（竹中勇人君） おはようございます。

平成28年第1回泉南清掃事務組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平素より、二神議長を初め議員各位におかれましては、清掃行政に何かと深いご理解とご支援、ご協力を賜っておりますこと、この場をおかりしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、廃棄物の行政でございますけれども、廃棄物は今あるごみを捨てるだけのものではございませんでして、いまやそれは非常に有効な資産となるわけでございます。この廃棄物行政を、生活環境を通して適正な廃棄物の処理、活用というのを含めていかなければならないというのは十分に認識をしてるところでございますし、その上で、今回の基幹的設備の改良工事を行ったわけでございます。この工事をもちまして、これからもこの行政の適切な管理をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

さて、本日のご提案を申し上げます議案につきましては、第1号議案といたしまして、泉南清掃事務組合公平委員会委員の選任について、そして、第2号議案といたしまして、平成28年度の一般会計予算についての以上2件をご提案させていただいてございます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。私の開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（二神 勝君） どうもありがとうございました。

◇

◎例月現金出納検査結果報告

○議長（二神 勝君） 日程第3、監査報告第1号 例月現金出納検査結果報告について、土

井清史監査委員よりお願いいたします。

土井監査委員。

○5番（土井清史君） 議長のお許しを得ましたので、監査報告第1号 例月現金出納検査結果報告につきましてご報告申し上げます。

資料につきましては既にご配付いたしておりますので、ごらんいただいているものと思います。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づきまして、平成27年度会計の11月分及び12月分の2カ月分の検査を実施いたしました。

検査の結果でございますが、出納関係諸帳簿及び証拠書類、現金預金残高について収支内容を照合したところ、いずれも符合しており、出納は適正に執行されております。

以上、簡単でございますが、これで例月現金出納検査結果報告を終わります。

○議長（二神 勝君） どうもありがとうございました。

以上で、日程第3、監査報告第1号 例月現金出納検査結果報告を終わります。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（二神 勝君） 日程第4、議案第1号 泉南清掃事務組合公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

管理者の説明を求めます。

竹中勇人管理者。

○管理者（竹中勇人君） ただいま上程されました議案第1号 泉南清掃事務組合公平委員会委員の選任につきましては、佐野隆久氏が平成28年2月15日をもって任期満了となりましたが、本組合の公平委員会委員として最適任者として認め、再任いたしたくご提案申し上げます。なお、同氏の経歴につきましては、議案書3ページにお示しのとおりでございます。何とぞよろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（二神 勝君） どうもありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） 質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4、議案第1号 泉南清掃事務組合公平委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決定されました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（二神 勝君） 日程第5、議案第2号 平成28年度泉南清掃事務組合一般会計予算についてを議題といたします。

管理者の説明を求めます。

竹中勇人管理者。

○管理者（竹中勇人君） ただいま上程されました議案第2号 平成28年度泉南清掃事務組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、予算書1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額を13億6,928万2,000円と定めるものでございます。

まず、歳出予算からご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、4ページをお開き願います。

まず、第1款議会費といたしまして、組合議会の活動に要する経費といたしまして347万2,000円を計上いたしております。

次に、第2款衛生費といたしまして10億7,415万2,000円を計上してございます。

次に、第3款公債費といたしまして2億9,135万8,000円。

第4款予備費といたしまして30万円を計上いたしてございます。

以上、歳出予算額、総額といたしまして13億6,928万2,000円の予算でございます。

次に、歳入予算でございますが、3ページをお開き願います。

第1款負担金といたしまして9億7,469万4,000円、第2款使用料及び手数料といたしまして1億6,168万6,000円、第3款国庫支出金といたしまして1,883万3,000円、第4款繰越金といたしまして1,000円、第5款諸収入といたしまして2,536万8,000円、第6款組合債といたしまして1億8,870万円を計上いたしてございます。

以上、歳入予算額といたしまして、歳入額が13億6,928万2,000円の予算でございます。

なお、債務負担行為、地方債、一時借入金の限度額並びに歳出予算の流用につきましては、本案のとおり定めたものでございます。

なお、予算の概要につきましては、事務局長より説明をさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（二神 勝君） どうもありがとうございました。

続きまして、事務局の説明を求めます。

西田満事務局長。

○事務局長（西田 満君） そうしましたら、私のほうから予算の概要につきましてご説明をさせていただきます。

申しわけございませんが、座ったまま説明のほうさせていただきます。

それではまず、お手数でございますが、予算書9ページをお開き願います。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

負担金でございますが、泉南市が5億2,873万3,000円、阪南市が4億4,596万1,000円となっております。

続きまして、使用料及び手数料につきましては、ごみ処理施設使用料が1億5,257万8,000円、温水プール使用料が910万8,000円を計上してございます。

次に、10ページの国庫支出金1,883万3,000円につきましては、粗大ごみ選別ストックヤード建設工事に伴う国の循環型社会形成推進交付金でございます。

次に、繰越金につきましては、例年どおり1,000円の計上とさせていただいております。

次に、10ページから11ページにかけましての諸収入であります。雑入といたしまして、有価物売払代金、日本容器包装リサイクル協会からのペットボトル等の有償入札拠出金及び再商品化合理化拠出金等で、合わせまして2,536万8,000円を計上してございます。

次に、組合債につきましては、一般廃棄物処理事業債といたしまして、大阪湾広域廃棄物

埋立処分場整備事業債で140万円、ごみ処理施設整備事業債で7,910万円、温水プール施設整備事業債で1億820万円、合計1億8,870万円の起債を計上いたしております。

続きまして、歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。

12ページをお開き願います。

議会費であります。議員報酬及び行政視察等組合議会活動に要する経費といたしまして347万2,000円を計上いたしております。

次に、13ページの衛生費、清掃費、清掃総務費であります。13ページから14ページにかけての特別職の報酬を初め、一般職5人分の給料、職員手当等及び共済費で、合計しまして4,439万6,000円を計上いたしております。

次に、14ページの旅費につきましては、職員出張旅費及び行政視察の随行に伴う旅費で41万2,000円の計上といたしております。

需用費につきましては、消耗品費、自動車燃料費が主なもので、62万7,000円の計上となっております。

役務費につきましては、組合本体の施設、温水プール及びリサイクル施設の建物災害保険料165万1,000円を初めまして、各種健康診断料を計上いたしております。

委託料891万円につきましては、浜老人集会場管理委託料として、光熱水費の一部の負担をするための経費及び地方公会計制度改革に伴う公会計制度導入関連業務委託料でございます。

続きまして、使用料及び賃借料54万7,000円のうち、国有財産土地使用料35万4,000円につきましては、両市の収集部門が使用しております国有財産土地については有償貸し付けとなっておりますので、近畿財務局に土地使用料を支払うものであります。

続きまして、15ページの備品購入費につきましては、器具購入費といたしましてプリンター等を購入するものでございます。

続きまして、負担金補助及び交付金39万4,000円につきましては、全国都市清掃会議を初めとする各種協議会及び職員厚生会並びに会計管理者事務負担金を支出するものでございます。

続きまして、公課費につきましては、公用車1台分の自動車重量税でございます。

続きまして、塵芥処理費であります。16ページにかけましての給料、職員手当等、共済費につきましては、事業課9人分の人件費であり、合わせて7,682万8,000円を計上いたしております。

16ページの賃金につきましては、ごみ受け入れ、構内及び周辺環境美化作業に係る賃金であり、183万3,000円を計上いたしております。

次に、需用費1億5,469万1,000円のうち、焼却作業消耗品費につきましては、職員に貸与いたします作業皮手袋、防じんマスク、安全靴等の保護用具等で、燃料費につきましては、炉の立ち上げ等に使用します助燃バーナーの灯油代、ごみピット及びリサイクルセンターで使用しますフォークリフト、ショベルカーのガソリン、軽油代でございます。

光熱水費につきましては、工場棟及びリサイクルセンターの電気代、上下水道代、中央制御室及びリサイクルセンターのプロパンガス代であります。

修繕料につきましては、フォークリフト・ショベルカー修繕、焼却施設の定検工事に伴う修繕、リサイクルセンター設備の修繕が主なものでございます。

薬品費につきましては、有害ガス除去剤の消石灰、ダイオキシン除去のための活性炭及び焼却灰固形剤、いわゆるキレート剤等の購入が主なものでございます。

次に、役務費80万1,000円につきましては、ボイラー性能検査及び構内で使用しますショベルカー等の自動車保険料が主なものでございます。

次に、17ページの委託料3億3,981万9,000円につきましては、排ガス及びダイオキシン類等測定及び作業環境等の測定を年4回実施いたしまして、一般廃棄物埋立処分委託料につきましては、大阪湾広域環境整備センター、通称フェニックスでございますが、そこに焼却灰の埋め立て処分を委託するものであり、資源ごみ選別等業務委託料につきましては、有価物等のリサイクルを推進するための選別業務でございます。

また、ごみ処理施設一部運転管理業務委託料につきましては、焼却施設プラントの運転及びクレーンの運転、粗大ごみ破碎処理、計量業務及び粗大ゴミ選別業務を民間事業者へ委託するものでございます。

また、粗大ごみ選別ストックヤード建設工事に係る監理業務委託料及び炉の運転管理、受け入れ業務等を長期包括委託する上での可能性調査業務委託料を予算計上してございます。

次に、使用料及び賃借料の8万円につきましては、酸素濃度計の借り上げ料でございます。

続きまして、工事請負費2億3,316万円のうち、ごみ焼却設備定検工事につきましては、焼却設備が機能を十分に発揮するため、運転中に実施できない内部点検や主要機器の分解、部品の検査等を実施し、施設の能力を最大限に維持するため、運転に支障のないよう整備を行うものであります。

また、ごみ焼却設備改修工事につきましては、蒸気式空気予熱器の改修工事であり、焼却

炉稼働時からの機器であるため、内部の摩耗、腐食が激しくなっておりまして、法定検査がクリアできない状態になっていることから、債務負担行為を設定した上で2カ年にかけて改修工事を実施するものでございまして、28年度に機器の製作、29年度に機器の設置を行うものでございます。

また、粗大ごみ選別ストックヤード建設工事につきましては、粗大ごみの破砕処理前にガスボンベ等の危険物や金属類及び家電製品等の再資源化物を抜きとり、さらなるリサイクルの推進を図るため、27年度に実施設計を行ったものでございまして、国の循環型社会形成推進交付金を活用し、28年度に建設工事を実施するものでございます。

また、廃プラ受入供給コンベアー更新工事につきましても、リサイクル施設稼働時からの機器であり、老朽化が激しく交換が必要なため更新工事を実施するものでございます。

続きまして、原材料費10万3,000円につきましては、焼却炉や破砕機の修繕を行うときの鋼材等の購入費でございます。

負担金補助及び交付金164万7,000円につきましては、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業負担金であり、埋め立て処分関連施設の建設改良に係る事業費の負担金でございます。

続きまして、公課費の汚染負荷量賦課金18万9,000円につきましては、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による環境再生保全機構への賦課金及び自動車重量税でございます。

続きまして、18ページの温水プール管理費でございますが、給料、職員手当等、共済費を合わせまして1,859万2,000円につきましては、温水プール管理係2名分の人件費でございます。

次に、19ページの需用費885万2,000円のうち、消耗品費につきましては、プールの機械設備等及び事務用の消耗品費であり、光熱水費及び薬品費、経年劣化による設備の修繕等の維持管理費が主なものでございます。

続きまして、役務費121万7,000円につきましては、入場者傷害及び賠償責任保険料、大阪府への水質検査手数料、泉南・阪南両市への広報折込料が主なものとなっております。

続きまして、委託料3,482万1,000円につきましては、温水プール及びトレーニング室の管理業務及び各設備の管理及び整備、法定点検についての委託業務が主なものでございます。

次に、使用料及び賃借料176万4,000円につきましては、券売・両替機借上料及びトレーニング機器借上料が主なものでございます。

次に、工事請負費1億4,080万円、温水プール施設改修工事につきましては、施設の老朽化に伴う改修工事でございます。改修後は指定管理者制度の導入による民間のノウハウを

活用した利用者サービスの向上と効率的な管理に向けた施設運営を行っていきたいと考えてございます。

次に、20ページの公債費 2 億9,135万8,000円ですが、平成25年度借り入れ分の基幹的設備改良工事事業債 8 億4,560万円が平成28年度から元金償還が開始することに伴いまして、元金につきましては、前年度より 1 億181万2,000円増額の 2 億8,296万3,000円、利子につきましては、借り入れ利率の低下及び今年度償還終了分と差し引きいたしまして、前年度より238万5,000円減額の839万5,000円の計上となっております。

詳しくは、議案第 2 号参考資料として起債償還年次表を添付してございますので、ご参照お願い申し上げます。

続きまして、21ページの予備費につきましては、例年どおり30万円の計上とさせていただきます。

なお、22ページから28ページにかけて人件費に係る給与明細書を、29ページには債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書を、30ページには地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付してございます。

以上、簡単ではございますが、平成28年度泉南清掃事務組合一般会計予算の概要説明とさせていただきます。

ご説明は以上でございます。

○議長（二神 勝君） どうもありがとうございました。

それでは、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

和氣信子君。

○10番（和氣信子君） 何点か質問したいと思います。

まず、14ページの説明のところでダイオキシン検診料というのがあるんですが、その部分と、それから、17ページの排ガス及びダイオキシン類等測定業務委託料って、今先ほど4回の検査をするということでありましたけれども、これは、ダイオキシンについては年4回の検診という形で捉えたらいいのでしょうか。そのここの予算と委託してる部分との関係、別でしたら別で教えてほしいんですけども。

その点が1点と、それから、19ページの説明の中で、温水プールの施設改修工事において、

先ほど、この工事が終わりましたら指定管理運営をする予定ということで先ほど説明がありましたけれども、この工事のこれが終わるといのはいつなのか、そういった指定管理運営についての議論というんですか、そういったことはどのようにされているのか。

その点と、もう1点は、議案第2号の参考資料ということでこの表が出てるんですけども、この中で、見ますと、大体10年間ぐらいの償還期間ということであるんですけども、28年度からは温水プールの耐震工事をするということで、この償還が始まるわけですけども、この場合に、この借り入れ利率を見ますと、額がいろいろ利率のパーセントが違うんですけども、19のこの埋立処分施設については0.7%、そして、温水プールについては0.4%ということになってるんですけども、今、利率が、金融の関係で利率が下がるということで、そういった状況の中で今後どうなるかわかりませんが、下がるということになれば、こういった部分での交渉というのか、そういうことはでき得るのでしょうか、その点を教えてください。

○議長（二神 勝君） 古木康之事業課長。

○事業課長（古木康之君） ただいまのご質問のまず1番最初、14ページのダイオキシン検診の件ですが、ダイオキシン検診料75万6,000円につきましては、因果関係は分かりませんが、直営の職員が発がんしたケースが過去に数件ありました。それに伴いまして、実際に作業する職員さんの血中からダイオキシン等の測定ができないかということで始まったんですが、なかなかその施設等が全国でもほとんどありませんので、今現在はがん検診ということでよく聞かれますPET検診ですね、PET検診という検診を毎年7名、順番に行っております。これによって、がんの一番最初の初期の症状で発見された職員さんが2名ほどいましたので、治療を行った経緯があります。その検診料の予算を計上させていただきました。

それから、17ページの委託料の排ガス及びダイオキシン類等測定業務委託ですが、これにつきましては、390万円計上させていただいております。工場でごみを燃やしてるわけですが、それに伴いまして発生する排ガス、排ガス中のダイオキシン等の測定は、法定で年1回以上と決められております。当組合のほうでは、1回ではちょっと物足りないというので、半期に1回の2回を測定するようにしております。それ以外に、フェニックスのほうに搬入します焼却灰、それから、排ガス中にある飛灰と呼んでるものなんですが、これをキレート剤によって処理を行いまして、最終的に焼却灰とまぜましてフェニックスのほうに埋め立てをしてるんですが、そのときに重金属等の溶出がないかというような測定も行っております。そのような測定を年に複数回行うということで、この委託料を設定しております。

以上です。

○議長（二神 勝君） 尾崎知行事務局次長。

○事務局次長兼庶務課長（尾崎知行君） それでは、私のほうからプールの指定管理につきましてちょっと報告させていただきます。

監査等でもご意見をいただきまして、利用促進、経費削減という面から、民間のノウハウを活用することを含め、うちのほう、内部のほうなんですけども、検討委員会を立ち上げまして、温水プールの運営方式を指定管理にということが望ましいということで結果が出ましたので、それに伴って平成30年から実施しようと考えております。

以上です。

○議長（二神 勝君） 西田満事務局長。

○事務局長（西田 満君） 起債につきましてのご質問ありましたので、その件につきましてご答弁させていただきます。

議案第2号の参考資料におつけさせていただいてますのは、この27年度に発行予定としておりますこれまでの起債の償還表をつけさせていただいてます。ご質問あった件については、起債、今後10年ほど返していくんですが、その中で、プールの改修工事に伴う借り入れですね、起債についてはその利率が交渉できるのかというような内容であったのかなと理解しておるんですけども、プールに限らず、清掃工場の行っております起債というのは、廃棄物処理事業債というメニューが、起債のメニューがございまして、それ全てが財政投資資金、国からの借り入れになってございますので、銀行等でしたら利率の交渉はできるんですけども、国から借り入れてる関係がございまして、そういった交渉はできません。その時々々のレートによって借り入れを行ってるということをご理解いただいたらと思います。

以上です。

○議長（二神 勝君） 和気信子議員。

○10番（和気信子君） 銀行からでしたら交渉できるけれども、これは国からということなので一定こういうふうに決められてくるということなんです。ここにある部分については全部全て、国のそういった利率については、いろいろ利率変わってますけれども、ということで確認してよろしいですね。はい、わかりました。

それから、指定管理についてなんですけれども、検討委員会を立ち上げて、30年にということなんですけれども、それについての、その検討委員会開かれて、メリット・デメリットあると思うんですけども、こういった部分については、この議会では議論というのはされ

るのか、もう検討委員会で決定されて委員会の中で決めれば、はい決まりましたということになるのか、その工程について、ここで議論する場というのか、よくなる部分、不安になる部分というがわかるような、そういったものについては提起されるのか、その経過についてちょっと、スケジュールですか、それについてわかれば教えてください。

○議長（二神 勝君） 西田満事務局長。

○事務局長（西田 満君） すみません、プールの指定管理者制度の導入に伴うスケジュールというんですか、それにつきましてご答弁させていただきます。

先ほど申し上げたように、平成30年度から指定管理者制度、指定管理者による管理運営を行う予定で現在検討を進めてございます。28年度に改修工事を行う予定、今回の当初予算には計上しておりますが、それと並行いたしまして、28年度に施設の条例をまず改正する必要があります。指定管理者に管理を行わせるものとするといったことを中心に、指定管理者の手續、指定の手續ですね、それとか、業務の範囲とか管理の基準とか、そういったものを条例制定いたします。そのときに、議会のほうでは十分に議論いただけるのかなと、まず思います。それとあわせて、選定委員会の設置、これも条例事項でございますので、この条例も28年度に上程する予定をしております。

それを踏まえまして、29年度に選定委員会ですね、選定委員会の設置に伴いまして、指定管理者の候補者の選定を行います。その候補者につきましてまた議会のほうへ諮らせていただきまして、議会の同意をいただいた上で管理者の指定を行うと。それを踏まえて30年度、先ほど申し上げたように30年度から指定管理者による管理を行うというようなスケジュールで進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（二神 勝君） 和気信子議員。

○10番（和気信子君） わかりました。

そうしますと、この選定委員会の人数とか、こういった、選定委員のところをメンバーを考えておられるのか、28年度といいますからもうすぐですので一定案はあると思うんですが、わかればその点教えてください。

○議長（二神 勝君） 西田満事務局長。

○事務局長（西田 満君） 選定委員会につきましては、先ほど条例を28年度に提案するというご説明させていただきましたけども、実際、選定委員会を組織するのは29年度に入ってからでございます。メンバーにつきましては、学識経験者であるとか、例えばですけども利用者代表であるとか、それとか、会計事務に詳しい税理士さん、弁護士さん、そういった方を

中心に選定委員会を構成する予定にはしております。まだ具体にはこれからの検討になるのかなと思います。

○10番（和気信子君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（二神 勝君） ほかに質疑ございませんか。

上甲誠議員。

○4番（上甲 誠君） すみません、今の温水プールの施設改修についてですけども、平成28年度の温水プールの施設改修工事の工事内容を教えていただいてもよろしいですか。

○議長（二神 勝君） 尾崎知行事務局次長。

○事務局次長兼庶務課長（尾崎知行君） それでは、温水プール改修についてということで、温水プールにつきましては、平成元年の開設から28年を経過し、施設全体が経年劣化しているということで、老朽化が激しく抜本的な改修が必要であり、平成27年度に温水プール施設改修実施計画委託費をいただき、設計業者と施設内外の点検を実施し、安全面を含めて早期に改修する必要がある箇所を特定し、今回改修予算を計上させていただきました。

主な改修内容につきましては、外壁、外壁全体にクラックがかなり入っているので、雨漏りの原因になる、また、漏電等の危険が伴うということで外壁、プール内の鉄筋修繕、塩素等により腐食している箇所の補修、プール2階のトイレ改修、2階トイレの水漏れ改修及び和式から洋式に変更、空調関係、プール空調ダクト改修、ファンコイル改修、換気設備、空調機、エアコン等の改修になります。機器設備としまして、ろ過機の五方弁ということで、加圧ポンプの改修も予定しております。電気設備の工事の改修につきましては、プール内の照明及び館内照明をLEDに変える予定でございます。内装としまして、トレーニング室の改修、小さいですけどもスタジオを新設するという事です。

今回の改修を実施することで、先ほど言いましたように平成30年に予定してます指定管理者の運営を効率的に行えるということと、限られたスペースを有効利用することでスタジオを新設することで、各種教室、健康教室、ヨガ教室等が可能になり、プール・トレーニングスタジオの組み合わせにより、健康増進の促進を図りたいと考えております。

以上です。

○4番（上甲 誠君） いいです。

○議長（二神 勝君） いいですか。

三原伸一議員。

○2番（三原伸一君） 17ページの先ほど、17ページの委託料がありまして、一般廃棄物埋立

処分委託料、これフェニックスに何か埋め立てすると。これちょっと、このフェニックスのほうも普通の瓦れきは1トン1,000円とか、また土壌等、あと、先ほどちょっと発言ありましたけども、後からいろんなものが出てくるんじゃないかというふうなものについては1トン8,000円ありましたけども、大体、こちらから出される委託料というのは大体、どれぐらいの量というんか、全体量、また、よく安定型とか管理型とかあるんやけども、その辺ちょっとわかりますか。その比率とかわかりましたら教えてください。

○議長（二神 勝君） 古木康之事業課長。

○事業課長（古木康之君） ただいまのご質問の件ですが、現在、焼却灰、それから、不燃物と呼ばれるものは全量フェニックスのほうに埋め立てをしております。料金のほうですが、1トン当たり9,072円ということで契約をしております。それから、年間出る量なんですけど、焼却量が大体3万4,000トンぐらいありますので、それで燃やして、結果灰となるものにつきましても、不燃物が300トン、それから、焼却灰につきましても5,000トン、約5,000トンぐらいですか、となっております。

ただし、28年度につきましても、不燃物と呼ばれるものにつきましても300トンの量をリサイクルするというので、フェニックスに持っていわずに処理、処分の予算計上させていただいてます、17ページにございます不燃物再生処理処分委託料ということで、別に計上させていただいております。

以上です。

○議長（二神 勝君） 三原伸一議員。

○2番（三原伸一君） いろいろと、この間もその場所行ってきたわけなんですけど、やはり、いろんな意味ではごみ焼却場、また後から出た産業廃棄物というのは大変後の処理が大変と。これからあと10年ぐらいで終わると言っていましたけども、できるだけそういうのを出さないようなことがあれば一番いいと思います。この下に、補助金及び交付金、大阪湾の広域廃棄物整備負担金とある、この164万ですか、このちょっと内容だけご説明をお願いします。

○議長（二神 勝君） 古木康之事業課長。

○事業課長（古木康之君） これにつきましては、大阪湾フェニックスは近畿地方一円で各自自治体お金を出し合って運営をしております。その中で、例えば設備の老朽化、埋立地の設備の老朽化、それから水処理設備の改修、いろんな設備の改修等がございます。護岸整備もありますし、そういった建築、土木、それから、電気、機械関係の改修費用が発生しますので、それらを利用してあります自治体で、搬入量より按分を行いまして委託料を算出しまして、

その分を負担するという仕組みになっております。

以上です。

○議長（二神 勝君） 三原伸一議員。

○2番（三原伸一君） 本当に高度成長期時代につくったものが今ほとんど老朽化という言葉がもう枕言葉になってますけども、いろんな意味で必要であると。その上の工事請負費の2億3,316万円ですね、これありまして、27年、そして28年工事とか含めて、ごみ焼却設備定検工事とか改修工事とか、粗大ごみもあり、これで2億3,000万出すわけですが、これで一応、28年度にそういうものを終えて少し落ちつくということなのか、まだまだこのような工事請負費というのがこの炉については、この組合議会ですかね、必要なのか、大体これで落ちつくという、老朽化ということですからいたし方ないんですが、これで大体ほぼ落ちつくんですか。

○議長（二神 勝君） 古木康之事業課長。

○事業課長（古木康之君） ただいまのご質問ですが、工事請負費につきましては、ごみ焼却設備定検工事と、これにつきましては年1回の焼却設備に附属していますボイラー設備の法定点検というのがございますので、それを年1回パスしなければ焼却炉の運転ができません。ですから、定検工事というのは毎年必ず費用も発生しております。定検工事、年中、焼却炉のほうは24時間稼働してるわけですが、夏に1週間ほど両方の焼却炉を停止します。そのときには日ごろ確認できない場所を確認して、不備があれば整備をすると、そういったこともしなければなりませんので、定検工事の費用は必ず発生しております。

それから、その下の改修工事ですね、焼却設備改修工事、それから、耐火物改修工事等なんですが、平成24年度から26年度まで3カ年で基幹的設備改修工事という大きな工事をやりましたが、あくまでも基幹的設備の改修を行っただけで、その他の小さな設備につきましては、毎年手をつけて改修をしていかなければ焼却炉の寿命が短くなります。ですから、この辺の費用も毎年発生しております。ただし、金額につきましては、施工する場所でかなりの上下がありますので、金額のほうは、28年度につきましてはこの金額が発生しておりますが、来年度以降同じような金額が発生するとは限りませんので、ご理解してください。

それから、17ページの工事請負費の中の粗大ごみ選別ストックヤード建設工事、これにつきましては、現在、破碎処理を行わずに金属類の選別作業を行っております。それによって、有用な金属は売り払いを行い収入にしてるわけですが、それと別に、過去にカセットボンベの混入が非常に多くて、それによりまして破碎機による爆発事故が多発しておりました。こ

れを防ぐということで選別を始めたわけです。それによりまして、ここ約四、五年爆発事故が1件も起こっていません。それと、家電製品等の破碎処理も行っていました。これらを破碎することにより、ごみ焼却炉の中に基盤等が混入して、その結果、焼却炉の中から水銀、それから鉛等の重金属が検出されたということで、非常に社会的な問題になっておりましたが、これにつきましても現在安定をしております。その選別を行う作業場を現在青空でやっていただいているんですが、建物をつくってよい環境のもとで作業をしていただくということで、工事費を計上しております。

最後に、廃プラ受入供給コンベアー更新工事ですが、リサイクルセンターにあります廃プラスチックの選別業務に使いますコンベヤーの更新です。平成12年から一度も更新をしておりますので、ベルト等も伸びきって、それから、鉄の部分もさびて非常に危ない状態になっているということで、28年度予算の計上をいたしました。

以上です。

○議長（二神 勝君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（二神 勝君） 質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5、議案第2号 平成28年度泉南清掃事務組合一般会計予算については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○議長（二神 勝君） お諮りいたします。

本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これもちまして閉会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二神 勝君） それでは、異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定いたしました。

本日の会議を閉じます。

平成28年第1回泉南清掃事務組合議会定例会を閉会いたします。

本日は長時間ありがとうございました。

閉会 午前10時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年2月22日

議 長 二 神 勝

署 名 議 員 上 甲 誠

署 名 議 員 土 井 清 史